運営状況概要書

（株１２）

法人名：　**株式会社　マリーナ秋田**　　設立年月日　平成6年11月1日

1　法人の概要

代表者職氏名	代表取締役　松田　博	資本金	50,000千円	県出資等額及び比率	13,000千円	(26.0%)	所管部課名	建設部港湾空港課
設立目的	(1) 港湾及び河川・海岸の放置艇の集約を図り秩序ある水域利用を行う。(2)海洋スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。(3)観光及び教育等、地域活性化に寄与する。以上を目的に県等の出資により平成6年11月に設立された。							
事業概要	①マリーナの管理（指定管理者）　②船舶用燃料、マリン用品の販売　③船舶修理業、レンタルボート事業　④イベント、会議等の企画運営業務他							
関連法令、県計画	なし							

役員数 (R5.7.1現在)	理事		監査役		評議員		計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	1	7		1			1	8

職員数 (R5.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	7		7	14

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。

2　法人の行動計画（令和４～７年度）

県関与のあり方	縮小・廃止	経営状況	概ね安定	取組の方向性	・内部留保の積み増し

目標	○Ｒ７年度までに、単年度黒字の継続による経営の安定化を図る。 【目標】県施設使用料　Ｒ４年度：57,400千円、Ｒ５年度：57,515千円、Ｒ６年度：57,630千円、Ｒ７年度：57,745千円 合計保管艇数　Ｒ４年度：385艇、Ｒ５年度：387艇、Ｒ６年度：389艇、Ｒ７年度：391艇
取組	○県民へのヨットクルージング、ボートフィッシングの体験乗船機会の提供 【目標】県民を対象として体験乗船会を実施　年３回以上 ○新規入会者の確保や利用回数の拡大によるレンタルボート事業の拡大 【目標】新規入会者　Ｒ４年度：35名、Ｒ５年度：32名、Ｒ６年度：30名、Ｒ７年度：30名 ○若年層をターゲットにしたゲームフィッシングやウェイクボードの普及 【目標】講習会・体験会の実施　年２回以上 ○ＳＮＳによる情報発信 【目標】フィッシングコンテストエントリー　年1,000件以上 ○船艇販売業者や船舶免許事業者との連携・協力 【目標】レンタルボート入会誘導　年20名以上

3　財務

①損益計算書

（単位：千円）

区　分	令和３年度	令和４年度
売上高	113,294	113,833
売上原価	26,992	27,855
売上総利益	86,302	85,978
販売費及び一般管理費	82,762	83,078
人件費（売上原価含む）	61,349	62,466
営業利益（損失）	3,540	2,900
営業外収益	40	32
営業外費用		
経常利益（損失）	3,580	2,932
特別利益	98	10
特別損失		
法人税、住民税・事業税	1,614	1,219
当期純利益（損失）	2,064	1,723

②貸借対照表

（単位：千円）

区　分	令和３年度	令和４年度
流動資産	141,641	146,638
固定資産	14,770	12,550
資産計	156,411	159,188
流動負債	76,354	76,345
短期借入金		
固定負債	8,432	9,495
長期借入金		
負債計	84,786	85,840
資本金	50,000	50,000
利益剰余金等	21,625	23,348
純資産計	71,625	73,348
負債・純資産計	156,411	159,188

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

＜主な経営指標＞

項　目	令和３年度	令和４年度	増減※
経常収支比率（経常収益÷経常費用）	103.3%	102.6%	△0.6
流動比率（流動資産÷流動負債）	185.5%	192.1%	＋6.6
自己資本比率（純資産計÷負債・純資産計）	45.8%	46.1%	＋0.3
有利子負債比率（有利子負債÷純資産計）			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

＜退職給与引当状況（単位：千円）＞

要支給額	引当額	引当率(%)
9,495	9,495	100.0%

③県の財政的関与の状況（事業費補助・委託を除く）

（単位：千円）

区　分	令和３年度	令和４年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

運営状況評価表

（株１２）

法人名：

株式会社　マリーナ秋田

Ⅰ　自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
【令和４年度実績】 ○県施設使用料　57,523千円 ○合計保管艇数　392艇 ○県民を対象とした体験乗船会の実施　1回（うみの学校）、その他ワカメ刈取り体験2回 ○レンタルボート新規入会者　30名 ○ゲームフィッシングやウェイクボード講習会・体験会の実施 　4回（上州屋ﾁｬﾚﾝｼﾞﾎﾞｰﾄｹﾞｰﾑﾌｨｯｼﾝｸﾞ1回　レンタルボート3回） ○ﾌｨｯｼﾝｸﾞｺﾝﾃｽﾄｴﾝﾄﾘｰ実績 1,265件 ○ﾚﾝﾀﾙﾎﾞｰﾄ入会誘導23名（免許事業者より）		【令和４年度実績】 ○売上高　113,833千円　前年比100.5%（539千円増） ○営業利益　2,900千円　前年比81.9%（640千円減） ○経常利益　2,932千円　前年比81.9%（648千円減） ○当期純利益　1,723千円　前年比83.5%（341千円減）	
【自己評価】 ○レンタルボート新規入会者及び、県民を対象とした体験乗船会の実施以外の目標については延入艇数の増加による専用使用料伸長により、目標を達成することができた。 ○レンタルボート新規入会者については、全国的な船舶免許取得者の減少等により目標を達成することができなかったが、船舶免許事業者との連携、及び釣具店・道の駅等へのポスター・パンフレット設置の実施により、目標達成に向けて取り組んでまいりたい。 ○県民を対象とした体験乗船会の実施については、コロナ禍もあって目標回数を達成できなかったが、今後は実施機会を増やすよう取り組んでまいりたい。	評価 B	【自己評価】 ○延入艇数の増加による県施設使用料売上増加、ＳＮＳ使用やフィッシングコンテスト等の稼働促進策による自主売上の確保により、前年に比して減益ながらもＲ４年度最終損益は黒字となり、完全利用料金制の指定管理者として９期連続の黒字となった。借入金、累積債務もない。	評価 A

Ⅱ　所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
○行動計画に掲げている県施設使用料、合計保管艇数は共に目標を達成した。取組においても、講習会の実施やフィッシングコンテストエントリー数、レンタルボート入会誘導数で目標を達成しており、引き続き目標達成に向けた取組を継続していただきたい。 ○目標を達成するための取組であるレンタルボート新規入会数は、目標の35名に対し、実績30名（85.7%）と目標に満たなかった。ＳＮＳでのＰＲを強化するなど、目標達成に向けて取り組んでいただきたい。 ○県民を対象とした体験乗船会の実施は、目標３回に対し、実績１回であった。しかし、法人の設立目的である海洋スポーツ・レクリエーションの普及・振興の観点から県民向けのワカメ刈取体験会を２回実施したほか、講習会・体験会を目標の２回に対し４回実施するなど、精力的な取組を行っていることから、評価はＡとする。	評価 A	○９期連続での黒字経営となっている。今後も更なる経営基盤の安定に向けて、健全な経営を継続していただきたい。	評価 A

Ⅲ　委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	○行動計画に定める目標については概ね達成しており、体験会や講習会、フィッシングコンテストなど趣向を凝らした様々な企画を実施している点について評価できる。 ○経営状況については、完全利用料金制の指定管理施設でありながら、９期連続で黒字となっており、借入金・累積債務もないことから、安定しているものと評価できる。

【委員からの提言】

○人口減少下において、利用客を増やすためには、これまで施設を利用していなかった新たな客層を取り込むことが必要となる。そのためにも、多くの県民が利用できる県有施設であることのアピールやＳＮＳ等を活用した女性層への情報発信など、認知度向上に資する取組を進めていくべきと考える。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
○ワカメ刈取り体験やクルーズ船を見学する親子クルージングなど、一般の県民参加型イベントを継続し、ＳＮＳ等を活用してその様子を発信していく。また、釣具・アウトドア用品の企業・店舗や動画配信者に同様の体験機会を提供し、ＳＮＳ等での情報発信を依頼することにより、マリーナ施設の認知度向上を図ることで新たな利用者を獲得していく。	○法人の各種取組の効果をより大きいものにするため、美の国あきたネットの活用やマスコミ・来庁者等へ情報提供をする等、幅広に情報を発信していく。 ○取組を進めていく上で関係する法令や各種関係者との調整が発生する場合があるため、適切な取組の実施になるようサポートを継続していく。

法人名　(株)マリーナ秋田

①令和５年度計算書類等

法人所管課　港湾空港課

株式会社マリーナ秋田　定　款

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）
第１条　当会社は、株式会社マリーナ秋田と称する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．秋田県から委託されたマリーナの管理運営業務の受託
２．船舶用燃料、ヨットパーカ・釣具等海洋レジャー用品及び清涼飲料水、タオル・石鹸等一般雑貨の販売及び小型船舶、スポーツ用品の賃貸
３．船舶修理業
４．軽食喫茶店の経営
５．イベント、会議等の企画運営業務
６．損害保険代理業務
７．不動産の管理
８．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を秋田市に置く。

（機関構成）
第４条　当会社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、２，０００株とする。

（株券の不発行）
第７条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第８条　当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の割当てを受ける権利等の決定）
第９条　当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第２０２条第１項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第10条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
　ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録）
第11条　当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

（基準日）
第12条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
②　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出等）
第13条　当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。
②　当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第３章　　株主総会

（招　集）
第14条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
②　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）
第15条　株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（株主総会の開催地）
第16条　株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

（議　長）
第17条　株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）
第18条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

（取締役の員数）

第22条 当会社の取締役は、２０名以内とする。

（資 格）

第23条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

（取締役の選任及び解任の方法）

第24条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

③　取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（取締役の任期）

第25条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第26条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって社長１名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（業務執行）

第27条　社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

②　社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

（取締役会の招集通知）

第28条　取締役会は、社長が招集し、会日の３日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②　取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第29条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第30条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）
第31条　取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

（監査役の員数）
第32条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（監査役の選任及び解任の方法）
第33条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
②　監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（監査役の任期）
第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）
第35条　取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　計　　算

（事業年度）
第36条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当）
第37条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（剰余金の配当の除斥期間）

第38条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

なお、剰余金の配当金には、利息を付さないものとする。

（附則）

１　この定款の変更は、令和元年５月３０日から施行する。

以上、本書面が株式会社マリーナ秋田の現行定款であることを証するため、代表取締役社長松田　博が、記名押印する。

令和５年６月１９日

代表取締役社長　　松　田　　博

株式会社マリーナ秋田　　株主名簿

	株　主　名	持ち株数	住　　所
1	秋　　田　　県	260株	〒 010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
2	秋　　田　　市	156株	〒 010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号
3	由　利　本　荘　市	62株	〒 015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地
4	男　　鹿　　市	32株	〒 010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1
5	ヤ マ ハ 発 動 機 株 式 会 社	250株	〒 438-8501 静岡県磐田市新貝2500番地
6	ヤンマー舶用システム株式会社	50株	〒 664-0851 兵庫県伊丹市中央3丁目1番17号
7	秋 田 県 漁 業 協 同 組 合	20株	〒 011-0945 秋田県秋田市土崎港西一丁目5番11号
8	三井住友海上火災保険株式会社	30株	〒 101-8011 東京都千代田区神田駿河台三町目9番地
9	株 式 会 社　秋 田 銀 行	50株	〒 010-8655 秋田県秋田市山王三丁目2番1号
10	株 式 会 社　北 都 銀 行	40株	〒 010-8677 秋田県秋田市中通三丁目1番41号
11	共栄火災海上保険株式会社	30株	〒 105-8064 東京都港区新橋1丁目18番6号
12	日 本 無 線 株 式 会 社	20株	〒 181-0002 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号

秋田県出資・出捐法人　役員名簿

法　人　名　：　株式会社マリーナ秋田

時　　点　：　令和5年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	代表取締役社長	松田　博	元　秋田県土地開発公社
2	代表取締役専務	仲谷　孝治	元　ヤマハ発動機㈱
3	取締役	古山　司	秋田県建設部港湾空港課長
4	取締役	吉田　忍	秋田市観光文化スポーツ次長
5	取締役	髙橋　重保	由利本荘市観光文化スポーツ部長
6	取締役	佐藤　雅博	男鹿市観光文化スポーツ部長
7	取締役	鈴木　雅文	ヤマハ発動機㈱マリン事業本部マーケティング統括部マーケティング部長
8	取締役	工藤　裕紀	秋田県漁業協同組合専務理事
9	監査役	田口　幹夫	田口幹夫税理士事務所長
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

2023 年 4 月 1 日

2023年度 業務計画書

秋 田 県 知 事 様

株 式 会 社 マ リ ー ナ 秋 田
代表取締役社長 松 田 博

平成３１年３月１日締結したマリーナ施設の管理に関する基本協定書第20条に基づき業務計画書を提出いたします。

(1)本業務の実施計画に関する事項	・マリーナ秋田合算
(2)本業務の収支計画に関する事項	・マリーナ秋田合算
(3)管理施設の利用目標に関する事項	・使用料収入、出港艇数

2023年度 ㈱マリーナ秋田 業務計画書

(1)本業務の実施計画に関する事項 (専用入艇計画)

単位:艇

専用入艇	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規入艇計画	13	7	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	30
累計入艇計画	381	388	393	397	398	398	398	398	398	398	398	398	398

※4月累計381艇は、前年度から更新継続の計画数368艇に、新規入艇計画13艇を加えたもの

(2)本業務の収支計画に関する事項 (第30期 予算計画 別紙添付)

(3)管理施設の利用目標に関する事項 (使用料収入、出港回数)

単位:千円

使用料収入	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月別収入目標	46,964	1,933	1,732	1,636	1,143	1,010	911	578	297	207	202	396	57,009

単位:千円

使用料収入区分		年間収入目標
艇置場使用料	専用使用料	47,993
	月単位一般使用料	4,037
	日単位一般使用料	741
	小 計	52,771
施設使用料	揚降施設使用料	4,230
	研修室使用料	8
	小 計	4,238
総合計使用料収入目標		57,009

年間出港回数	
2023年度目標数	7,500回
前年伸長率	103.8%
2022年度実績数	7,225回

第 30 期 予 算 計 画

（2023年4月1日から2024年3月31日迄）

単位：千円

勘定科目	29期実績	30期計画	前年比	備　考
①県施設使用料売上	**57,523**	**57,009**	**99.1%**	・艇置場、クレーン等
施設利用料	7,560	7,575	100.2%	・県施設使用料以外
燃料売上	29,727	29,890	100.5%	・利用者稼動促進策の展開
船台売上	3,553	2,705	76.1%	・新規入艇者への販売
ﾏﾘﾝｼｮｯﾌﾟ売上	934	999	107.0%	・季節セール等売上確保
テナント売上	3,800	3,800	100.0%	・株主ヤマハへの継続依頼
ﾚﾝﾀﾙ倉庫売上	1,058	1,202	113.6%	・新規契約者への販売確保
ﾚﾝﾀﾙﾎﾞｰﾄ売上	4,527	5,880	129.9%	・本荘増艇、利用促進策展開
その他売上	5,147	5,113	99.3%	・貸し船台、洗浄機貸出
②自主事業売上	**56,309**	**57,164**	**101.5%**	
総売上高①+②	**113,833**	**114,173**	**100.3%**	
売上原価	**27,855**	**27,015**	**97.0%**	・燃料他、各種商品仕入れ等
売上総利益	**85,978**	**87,158**	**101.4%**	
給料	41,153	41,932	101.9%	・役員2名　社員7名　嘱託社員9名
従業員賞与手当	9,104	9,584	105.3%	・各種手当
退職金支払	0	50	—	
法定福利費	8,279	8,693	105.0%	・健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料　他
厚生費	496	561	113.1%	・ユニホーム、健康診断、予防接種　他
賞与引当金繰入	2,370	1,500	63.3%	
退職給与引当金繰入	1,062	1,392	131.1%	
人件費計	**62,466**	**63,712**	**102.0%**	
保険料	1,820	1,811	99.5%	・保管物賠責保険、クレーン・リフト、船舶保険等
修繕保守点検費	1,594	1,418	89.0%	・緊急小規模修繕、高所作業車、ＰＣ等保守点検
消耗工具器具備品	1,277	775	60.7%	・作業用工具、備品等
警備費	600	600	100.0%	・クラブハウス　セコム
清掃費	542	529	97.6%	・クラブハウス、ヤード内清掃
照明暖房費	5,300	5,838	110.2%	・施設照明、ヤード内夜間照明　電気、ガス、水道、暖房用燃料費
通信費	1,188	1,247	105.0%	・利用者案内、電話料、インターネット及び専用回線使用料　他
燃料費	709	775	109.3%	・トラベリフト、ローリフト、フォークリフト等、機材使用燃料代　船舶燃料
リース・賃借料	700	625	89.3%	・コピー機、電話機
マニュアル作成費	163	62	38.0%	・各種看板、出港届作成等
事務用品費	594	580	97.6%	・コピー使用料、事務消耗品等
維持管理費計	**14,491**	**14,260**	**98.4%**	
旅費交通費	65	182	280.0%	・近郊旅費、出張費
広告宣伝費	1,042	958	91.9%	・官報決算公告、雑誌広告、イベント開催
社員研修費	131	109	83.2%	・資格講習受講、社内外研修等
会議費	8	43	—	・責任者会議、その他関連事業者会議
新聞図書費	160	163	101.9%	・新聞、業界誌等
諸会費	164	167	101.8%	・海上保安協会、秋田商工会議所　他関係諸団体
支払手数料	161	154	95.7%	・銀行振込手数料、キャッシュレス決済手数料
支払報酬	623	630	101.1%	・税理士決算処理、相談料及び司法書士手数料　他
雑費	124	150	121.0%	・各種
利用促進費計	**2,482**	**2,556**	**103.0%**	
交際接待費	319	439	137.6%	・釣大会、フィッシングコンテスト景品等含む
サービス料	21	20	95.2%	・客用給油カード、カードキー
運送費	16	30	187.5%	・宅配運送費
減価償却費	2,915	3,635	124.7%	・ＳＣ事務所、レンタル倉庫、船舶、サーバー他
租税公課	350	302	86.3%	・印紙、預金利子税
貸倒引当繰入金	13	20	153.8%	
その他経費計	**3,637**	**4,446**	**122.2%**	
一般管理費合計	**83,077**	**84,974**	**102.3%**	
営業利益	**2,900**	**2,184**	**75.3%**	
営業外収益	31	19	61.3%	・カードキー発行手数料、預金利息
営業外費用	0	0	—	
営業外収支	**31**	**19**	**61.3%**	
経常利益	**2,931**	**2,203**	**75.2%**	

今期入艇計画

年間契約艇	前期実績	今期計画	前年比	増　減
更新艇数	366艇	368艇	100.5%	2艇
新規入艇数	29艇	30艇	103.4%	1艇
延入艇数	395艇	398艇	100.8%	3艇

※29期実績は千円未満を切り捨てにして表示しています。

令和５年度の経営目標・展開策及び中期目標について

令和５年　２月２４日
株式会社マリーナ秋田

＜令和５年度経営目標＞　増収増益と黒字化の継続

１．経営目標

１）売上金額　：　１億 14 百万円以上
（内訳：施設使用料売上　57 百万円以上、自主売上　57 百万円以上）
２）一般管理費：　85 百万円以下
３）当期純利益：　黒字継続　１百万円以上

２．具体的展開策

１）施設使用料の売上拡大

①保管艇数の安定確保 390 隻
・マリン関係業者との情報を共有し、解約防止・新規獲得目指す
＊秋田日光M、その他販売業者、ＢＬＳ東北との連携強化
・レンタル会員オーナー化促進策の実施（中古艇情報等の発信）
・隣接県への情報発信

２）自主売上の拡大

①稼働促進策の実施による売上拡大
・施設使用者への稼働促進策の企画（釣果情報、催事企画等）
・レンタル会員の拡大
＊ボート免許事業者（ＢＬＳ東北）連携による受講者へのマリンレジャー取込み
＊会員募集窓口拡大（県南地区、隣接県、HP リンク,SNS 情報発信等）
・冬季及びシーズンサービス商品の企画と販売促進
・体験機会の拡大
＊イベント開催によるマリーナ認知度アップ及び地域社会への貢献

３）一般管理費の管理強化と削減

・デジタル化の推進による業務効率と経費削減
・県の修繕予算の有効的活用

３．行動指針

１）安全第一　　（ヒヤリハットの共有化）
２）法令遵守　　（社会ルール、個人情報の適正な管理、業務に係る規制、資格等）
３）施設利用者満足度の向上　（利用者の欲求・ニーズの把握・適切なアフタフォロー）

４．中期目標　令和６年（2024 年度）～令和８年（2026 年度）

１）経営基盤の強化

①保管艇の安定確保

・マリン関係業者との連携で顧客づくり

②自主事業の拡大

・売上構成比の転換

＊更なるレンタルボート事業の拡大

＊新たな収益事業の模索

２）地域社会への貢献とマリンスポーツの発展に寄与

①マリンレジャー基地として認知度向上

②若年層から一般市民への体験機会の提供

３）マリーナスタッフの育成、労働環境重視、雇用の拡大

①階層別研修によるスキルや知識向上

②働き方改革の推進（業務効率化による労働生産性の向上）

③事業継続の為の雇用創出

以上

法人名　(株)マリーナ秋田

②令和４年度計算書類等

法人所管課　港湾空港課

第29期　計算書類

自　令和4年4月　1日
至　令和5年3月31日

事　業　報　告　書

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株主資本等変動計算書

株式会社マリーナ秋田

秋田市飯島字堀川118番

（株主総会招集ご通知添付書類）

事　業　報　告　書

自　令和4年4月　1日
至　令和5年3月31日

Ⅰ、事業の概要

（1）事業の経過と成果

国内の経済状況は新型コロナウィルス感染再拡大、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、円安進行に伴う燃料価格・物価上昇などの不安定要因が発生しました。このような環境の中、コロナ過で密を避けるレジャーとしてマリンレジャーが定着してきました。

当社の今期（令和4年4月1日から令和5年3月31日）は前期より更新艇数が18艇上回る366艇のスタートとなりました。一方、今期の利用者稼働状況は天候不順が続き、年間で7,225回と前期を48回下回りました。新規入艇数は29艇となり、前期の40艇を下回り、月単・揚降使用料でも前年を下回りました。しかしながら、延入艇数（更新艇数＋新規入艇数）が前年を上回り、県施設使用料全体で57,523千円と前年に比べ394千円の増加となりました。自主売上全体ではレンタルボート新規入会者が前期43名から30名と下回りましたが、燃料販売価格の上昇と延入艇数増に伴う施設利用料増加により56,309千円と前年に比べ144千円の増加となりました。

この結果、当期業績の売上合計金額は113,833千円（前期比538千円・0.5％増加）となりました。利益計画では一般管理費削減（コロナ禍に対応した経費削減含む）の継続と自主事業の粗利額の改善に取組んでまいりましたが、営業利益2,900千円（同640千円・18.1％減少）、経常利益2,931千円（同648千円・18.1％減少）となりました。

当期純利益も1,723千円（同341千円・16.5％減少）となりました。

なお、商品別売上及びマリーナ別入艇状況と利用者稼動状況は次の通りです。

（2）商品別売上

金額単位：千円　千円未満切り捨て

部門別	売上高	構成比	前年実績	前年比率
県施設使用料売上①	57,523	50.5%	57,129	100.7%
施設利用料売上	7,560	6.6%	7,423	101.9%
燃料売上	29,727	26.3%	28,644	103.8%
船台売上	3,553	3.1%	4,283	83.0%
マリンショップ売上	934	0.8%	1,144	81.7%
テナント売上	3,800	3.3%	3,800	100.0%
レンタル倉庫	1,058	0.9%	1,064	99.4%
レンタルボート売上	4,527	4.0%	4,874	92.9%
その他売上	5,147	4.5%	4,930	104.4%
自主事業売上計②	56,309	49.5%	56,165	100.3%
売上合計 ① + ②	113,833	100.0%	113,294	100.5%

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

（3）マリーナ別　総入艇数および利用者稼動状況

マリーナ名	第27期	第28期	第28期	第29期	前年比率
	R2/4～R3/3	R3/4～R4/3	R3/4～R4/3	R4/4～R5/3	
秋田マリーナ	263隻	260隻	262隻	263隻	100.4%
本荘マリーナ	93隻	93隻	99隻	102隻	103.0%
男鹿マリーナ	70隻	69隻	70隻	77隻	110.0%
合　計	426隻	422隻	431隻	442隻	102.6%
対前年増減数	−16隻	−4隻	9隻	11隻	
マリーナ合計出港回数	7,269回	7,410回	7,273回	7,225回	99.3%
年平均出港回数/隻	17.1回	17.6回	16.9回	16.3回	96.4%

※総入艇数には月単位の一般使用と減免使用を含みます。

(4)設備投資及び資金調達の状況

秋田マリーナにレンタルボート用船外機の導入を696千円にて行いました。資金調達はありません。

(5)会社が対処すべき課題

社会資本の投下により整備された公共マリーナを管理する指定管理者という事業要請に鑑み、市民活動や地域社会等に貢献しながら、マリーナ施設の利活用を高めるための下記の基本施策を推進していきます。

1、不法係留艇等の社会問題解決の受皿と当社の事業経営の為、利用艇確保を積極的に図る。
2、海洋性レクリエーションの普及と振興の拠点となり、地域の観光、青少年教育等の活性化に寄与する。
3、施設利用者の安全性確保と利便性の向上を図るために、積極的に運用施策を行なう。

(6)事業の今後の課題

当社の経営課題は利用料金制度での事業量の確保であります。

よって、事業継続には入艇数の拡大と関連事業の育成・推進が必要です。

今後とも、経営環境の変化を的確に判断し、業務改善、人材育成等とともに、当社の経営資源を最大限活用して下記の展開策と目標に取り組んでまいります。

＜第30期具体的展開策＞

1. 県施設使用料の売上拡大
①マリン関係業者との連携による解約防止・新規獲得を目指し、保管艇の安定確保を図る
②レンタルボート会員のオーナー化促進策の実施
③隣接県への情報発信

2. 自主事業売上の拡大
①マリン関係業者との連携強化によるレンタルボート会員の拡大
②施設利用者の稼働促進策の企画
③冬季及びシーズンサービス商品の企画と売上拡大
④イベント開催によるマリーナ認知度アップ、及び地域社会への貢献

3. 一般管理費の管理強化と削減
①デジタル化の推進による業務効率化と経費削減
②県の修繕予算の有効的活用

＜中期目標＞令和6年度～8年度

1. 保管艇の安定確保、及び自主事業の拡大による経営基盤の強化
2. 地域社会への貢献とマリンスポーツの発展に寄与する
3. マリーナスタッフの育成、労働環境の重視、雇用の拡大

以上を着実に実行し、「安全第一」「法令遵守」「サービス向上」の3つを行動指針の柱として、マリーナ施設を有効に活用し、利用顧客並びに地域社会の要請に応える海洋レクリエーション基地としての運営を目指します。

株主の皆様におかれましては、日本海エリアのマリーナとして、当地における健全かつ秩序ある海洋レジャーの育成に努める事などの当社事業の発展に、長期的観点よりご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ、営業成績及び財産の状況

金額単位:千円　千円未満切り捨て

区分	第27期	第28期	第29期	前年比率
	R2/4～R3/3	R3/4～R4/3	R4/4～R5/3	
総売上高	103,154千円	113,294千円	113,833千円	100.5%
営業利益	2,229千円	3,540千円	2,900千円	81.9%
経常利益	2,328千円	3,580千円	2,931千円	81.9%
当期利益	1,055千円	2,064千円	1,723千円	83.5%
1株当たりの当期利益	1,055円07銭	2,064円52銭	1,723円24銭	83.5%
総資産	155,972千円	156,411千円	159,187千円	101.8%
純資産	69,560千円	71,624千円	73,348千円	102.4%

Ⅲ、会社の概要

(1)マリーナ別事業内容

マリーナ名	開業時期	主要売上	運営スタッフ
秋田マリーナ	平成8年5月 オープン	1 燃料売上 2 貸し船台売上 3 新・中古船台売上 4 洗浄機使用売上 5 自動販売機売上 6 マリンショップ売上 7 テナント料売上 8 レンタル倉庫売上 9 レンタルボート売上	社員3名 嘱託5名
本荘マリーナ	平成7年4月 改装オープン	1 燃料売上 2 貸し船台売上 3 新・中古船台売上 4 洗浄機使用売上 5 自動販売機売上 6 マリンショップ売上 7 レンタル倉庫売上	社員2名 嘱託2名
男鹿マリーナ	平成7年5月 オープン	1 燃料売上 2 貸し船台売上 3 新・中古船台売上 4 洗浄機使用売上 5 自動販売機売上 6 マリンショップ売上 7 レンタル倉庫売上 8 レンタルボート売上	社員2名 嘱託2名

(2)マリーナ所在地

名称	所在地	電話番号
本社	秋田市飯島字堀川118番	TEL 018-847-1851
秋田マリーナ	秋田市飯島字堀川118番	TEL 018-847-1851
本荘マリーナ	由利本荘市石脇字田尻35番	TEL 0184-24-5864
男鹿マリーナ	男鹿市船川港船川字海岸通り1号20番地	TEL 0185-23-2515

(3)株式の状況

発行する株式の総数	2,000株
発行済株式総数	1,000株
株主数	12

(4)大株主

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	所有株式数	持株比率	所有株式数	持株比率
秋　　田　　県	260株	26.0%	0株	0.0%
ヤ マ ハ 発 動 機 ㈱	250株	25.0%	0株	0.0%
秋　　田　　市	156株	15.6%	0株	0.0%
由　利　本　荘　市	62株	6.2%	0株	0.0%
㈱ 秋　田　銀　行	50株	5.0%	0株	0.0%
ヤンマー舶用システム㈱	50株	5.0%	0株	0.0%
㈱ 北　都　銀　行	40株	4.0%	0株	0.0%
男　　鹿　　市	32株	3.2%	0株	0.0%

(5)従業員の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　子	4名	0名	39.3歳	16.0年
女　　子	3名	0名	40.3歳	14.4年
合計又は平均	7名	0名	39.8歳	15.3年

(注)従業員には使用人兼取締役及び臨時従業員は含まれておりません。

(6)取締役及び監査役

氏　名	会社における地位及び主な職業
松田　博	代表取締役社長(非常勤)
仲谷　孝治	代表取締役専務(常勤)
伊藤　邦昭	取締役(非常勤)　秋田県建設部　参事　(兼)港湾空港課　課長
佐藤　司	取締役(非常勤)　秋田市観光文化スポーツ部　次長
髙橋　重保	取締役(非常勤)　由利本荘市観光文化スポーツ部 部長
佐藤　雅博	取締役(非常勤)　男鹿市観光文化スポーツ部　部長
鈴木　雅文	取締役(非常勤)　ヤマハ発動機㈱ﾏﾘﾝ事業本部ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ統括部ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ部　部長
工藤　裕紀	取締役(非常勤)　秋田県漁業協同組合　専務理事
田口　幹夫	監査役(非常勤)　田口幹夫税理士事務所 所長

(注)当期中の取締役及び監査役の異動

就任　　取締役(非常勤)　　髙橋　重保
　　取締役(非常勤)　　佐藤　雅博
　　取締役(非常勤)　　鈴木　雅文

退任　　取締役(非常勤)　　畑中　功
　　取締役(非常勤)　　児玉　博文
　　取締役(非常勤)　　安井　尚人

株式会社マリーナ秋田

貸　借　対　照　表

令和5年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【146,637,358】	【流動負債】	【76,344,734】
現金及び預金	140,033,961	買掛金	1,428,354
売掛金	2,324,463	未払金	1,888,315
商品	3,376,527	前受金	55,778,027
貯蔵品	867,407	預り金	12,626,792
立替金	35,000	未払法人税等	412,000
【固定資産】	【12,550,356】	未払消費税等	1,827,300
（有形固定資産）	(12,253,716)	賞与引当金	2,370,000
建物	8,622,099	貸倒引当金	13,946
構築物	5	【固定負債】	【9,494,760】
機械装置	203,565	退職給与引当金	9,494,760
船舶	2,387,719		
工具器具装備品	1,040,328	負債の部合計	85,839,494
（無形固定資産）	(296,640)	純資産の部	
電話加入権	296,640		円
		【株主資本】	【73,348,220】
		（資本金）	(50,000,000)
		資本金	50,000,000
		（利益剰余金）	(23,348,220)
		事業基盤整備積立金	10,000,000
		繰越利益剰余金	13,348,220
		純資産の部合計	73,348,220
資産の部合計	159,187,714	負債及び純資産の部合計	159,187,714

1. 支配株主に対する短期金銭債権0円、短期金銭債務0円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 70,005,060円
3. 1株当りの当期純利益 1,723円24銭

株式会社マリーナ秋田

損　益　計　算　書

自　令和4年4月　1日
至　令和5年3月31日

科目		金額	
			円
【　純　売　上　高　】			
売　上　高		113,833,375	113,833,375
【　売　上　原　価　】			
期　首　棚　卸　高		4,344,616	
仕　入　高		26,887,040	
（　合　計　）		(31,231,656)	
期　末　棚　卸　高		3,376,527	27,855,129
	売　上　総　利　益		(85,978,246)
【販売費及び一般管理費】			83,077,855
	営　業　利　益		(2,900,391)
【　営　業　外　収　益　】			
収　入　利　息		606	
雑　収　入		30,821	31,427
	経　常　利　益		(2,931,818)
【　特　別　利　益　】			
貸倒引当金戻入		10,152	10,152
【　特　別　損　失　】			
固定資産除却損		1	1
	税引前当期純利益		(2,941,969)
	法人税等充当額		1,218,722
	当　期　純　利　益		(1,723,247)

株式会社マリーナ秋田

株主資本等変動計算書

自　令和4年4月1日　至　令和5年3月31日　単位:円

	株主資本					純資産の部
	資本金	利益剰余金			株主資本	
		その他利益剰余金		利益剰余金		
		事業基盤整備積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000,000	10,000,000	11,624,973	21,624,973	71,624,973	71,624,973
当期変動額						
当期純損益金			1,723,247	1,723,247	1,723,247	1,723,247
当期変動額合計			1,723,247	1,723,247	1,723,247	1,723,247
当期末残高	50,000,000	10,000,000	13,348,220	23,348,220	73,348,220	73,348,220

株式会社　マリーナ秋田

個 別 注 記 表

自　令和4年4月　1日
至　令和5年3月31日

Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
① 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産　　法人税法の規定による定額法
3. 引当金の計上基準
貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法の規定により計上しています。
賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、引当金を計上しています。
退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、引当金を計上しています。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
その他
項目名
① リース取引の処理方法
内容
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
項目名
② 消費税等の会計処理
内容
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　70,005,060円

第29期　付属明細書

自　令和4年4月　1日
至　令和5年3月31日

目　　次

1、資本金の増減	1ページ
2、固定資産の取得及び処分並びに減価償却の明細	1ページ
3、引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定法	1ページ
4、取締役に支払った報酬額	2ページ
5、リース契約により使用する固定資産の明細	2ページ
6、取締役及び監査役の兼務の状況	2ページ
7、販売費及び一般管理費の明細	2ページ

1、資本金の増減

金額単位:千円

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
(発行済株式)	(1,000株)	(0株)	(0株)	(1,000株)
資本金	50,000	0	0	50,000

2、固定資産の取得及び処分並びに減価償却の明細

金額単位:千円　千円未満切り捨て

資産の種類		期首取得価格	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価格	期末償却累計額
有形固定資産	建物	35,449	9,739	0	0	1,117	8,622	26,827
	構築物	3,230		0	0	0		3,230
	機械及び装置	12,917	593	0	0	390	203	12,713
	船舶	16,235	2,879	696		1,187	2,387	13,191
	工具器具備品	15,082	1,260	0	0	219	1,040	14,041
	計	82,914	14,473	696		2,915	12,253	70,005
無形固定資産	電話加入権	296	296	0	0	0	296	
	計	296	296	0	0	0	296	
	合計	83,210	14,769	696	0	2,915	12,549	70,005

3、引当金の明細並びに計上の理由及び額の算定方法

金額単位:千円　千円未満切り捨て

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金　＊1	2,300	2,370	2,300	2,370
退職給与引当金　＊2	8,432	1,062	0	9,494
貸倒引当金　＊3	10	13	10	13

＊1　従業員8名に対して支給する賞与に充てるため計上しています。
＊2　従業員7名に対して支給する退職給与に充てるため計上しています。
＊3　取り立て不能見込み額として計上しています。

4、取締役への総支給額

金額単位:千円　千円未満切り捨て

区分	支給人員	支給額
取締役	2名	7,647

5、リース契約により使用する固定資産の明細

資産の種類	固定資産の内容
その他	FAX複合機
車　両	社用車

6、取締役及び監査役の兼務の状況明細

区　分	氏　名	兼務する他の会社名	兼務の内容
取締役	伊　藤　邦　昭	秋　田　県	建設部　参事（兼）港湾空港課　課長
	佐　藤　司	秋　田　市	観光文化スポーツ部　次長
	髙　橋　重　保	由　利　本　荘　市	観光文化スポーツ部　部長
	佐　藤　雅　博	男　鹿　市	観光文化スポーツ部　部長
	鈴　木　雅　文	ヤ　マ　ハ　発　動　機　（　株　）	ﾏﾘﾝ事業本部 ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ統括部 ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ部　部長
	工　藤　裕　紀	秋　田　県　漁　業　協　同　組　合	専務理事
監査役	田　口　幹　夫	田　口　幹　夫　税　理　士　事　務　所	所　長

7、販売費及び一般管理費の明細

金額単位:千円　千円未満切り捨て

科目	金額	科目	金額	科目	金額
給　料	41,153	事　務　用　品　費	594	諸　会　費	164
従業員賞与手当	9,104	消耗工具器具備品費	1,277	貸倒引当金繰入	13
賞与引当金繰入	2,370	燃　料　費	709	マニュアル作成費	163
退職給与引当金繰入	1,062	旅　費　交　通　費	65	サ　ー　ビ　ス　費	21
法　定　福　利　費	8,279	支　払　手　数　料	161	警　備　費	600
厚　生　費	496	租　税　公　課	350	照　明　暖　房　費	5,300
広　告　宣　伝　費	1,042	交　際　接　待　費	319	雑　費	124
運　送　費	16	保　険　料	1,820	会　議　費	8
支　払　報　酬	623	通　信　費	1,188	合　計	83,077
減　価　償　却　費	2,915	社　員　研　修　費	131		
リース・賃借料	700	清　掃　費	542		
修繕保守点検費	1,594	新　聞　図　書　費	160		